

※3部提出

申請者返信用

国保中央会保管用

富士通保管用

年 月 日

申請者(甲): \_\_\_\_\_ 印

### 伝送請求 API ライブラリ使用・配布申請書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)は、甲が製造・販売する請求ソフトウェアを使用して、介護サービス事業者が介護給付費のインターネット請求を実施する(以下「本目的」という。)ために、介護電子請求受付システムが提供する「伝送請求 API ライブラリ」を使用することを申請します。

また、甲は、公益社団法人国民健康保険中央会(以下、「乙」という。)ならびに富士通株式会社(以下、「丙」という。)が指定する『伝送請求 API ライブラリ使用・配布申請書』(以下、「本約款」という。)の条件に従い、介護サービス事業者に「伝送請求 API ライブラリ」を配布し、使用させることを合意します。

#### 1. 伝送請求 API ライブラリの定義

- (1) 本約款に基づき、甲に提供される介護保険インターネット請求用のコンピュータ・プログラムであり、伝送請求 API ライブラリのオブジェクト形式のコンピュータ・プログラム及び伝送請求 API ライブラリのインストーラ(左記のコンピュータ・プログラムをコンピュータに導入するためのソフトウェアであり、以下、「インストーラ」という。)ならびに関連資料をいいます。

#### 2. 伝送請求 API ライブラリの使用・配布対象者

- (1) 介護サービス事業者または、介護サービス事業者から代理請求を委託された代理人であり、全国47都道府県に設立されている公法人、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という)から介護電子請求受付システムのIDを発行された事業所または、代理人を伝送請求 API ライブラリの使用・配布対象者とします。
- (2) 以下の条件を全て満たす場合に限り、甲を伝送請求 API ライブラリの使用対象者とします。
  - 甲が『伝送請求 API ライブラリ使用・配布申請書』及び『伝送請求 API ライブラリ使用・配布者登録票』を乙に提出し、乙ならびに丙の承認を得た場合。(甲に使用・配布者番号が付与された『伝送請求 API ライブラリ使用・配布者登録票』が乙から返送された時に、甲は、乙ならびに丙の承認を得たものとし、ます。)
  - 甲が製造・販売する請求ソフトウェアを開発する場合。または、甲が製造した請求ソフトウェアと介護電子請求受付システムのインタフェースを検証するために、乙が実施する「ベンダテスト」に甲が参加する場合。

### 3. 伝送請求 API ライブラリのインストール対象コンピュータ

- (1) 「2.伝送請求 API ライブラリの使用・配布対象者」の(1)に記載した対象者が、本目的のために使用するコンピュータ。
- (2) 「2.伝送請求 API ライブラリの使用・配布対象者」の(2)に記載した条件を全て満たす対象者であり、甲が製造・販売する請求ソフトウェアを開発するために使用するコンピュータ。
- (3) 「2.伝送請求 API ライブラリの使用・配布対象者」の(2)に記載した条件を全て満たす対象者であり、乙が実施する「ベンダテスト」に甲が参加するために使用するコンピュータ。

### 4. 伝送請求 API ライブラリの使用・配布条件

- (1) 本約款は、伝送請求 API ライブラリに関する著作権その他の知的財産権、販売権、商標使用权、使用权、改変権、複製権を甲に移転するものではありません。
- (2) 甲は、乙または、丙が保有する著作権その他の知的財産権、販売権、商標使用权、使用权、改変権、複製権を厳守し、本約款に従い、伝送請求 API ライブラリを使用し、配布することに合意します。
- (3) 甲は、甲が製造・販売する請求ソフトウェアに伝送請求 API ライブラリを組み込んで販売してはなりません。
- (4) 甲は、乙ならびに丙の商標を使用して、甲が製造・販売する請求ソフトウェアを販売してはなりません。
- (5) 甲は、「別紙1 ソフトウェア・プロダクト使用权許諾約款」に従い、伝送請求 API ライブラリを使用することに合意します。
- (6) 甲は、乙ならびに丙の書面による事前の承諾を得ることなく伝送請求 API ライブラリを第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または第三者に使用させてはなりません。
- (7) 甲は、乙ならびに丙の書面による事前の承諾ならびに日本国政府及び関連する外国政府の必要な許可を得ることなく直接または間接に、いかなる形式であっても伝送請求 API ライブラリまたはその派生製品を、輸出、再輸出、転売、出荷、もしくは転用してはなりません。
- (8) 甲は、伝送請求 API ライブラリを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル または逆アセンブルしてはなりません。
- (9) 甲は、伝送請求 API ライブラリ上または内部にある乙または、丙の著作権表示その他の表示を除去または変更してはなりません。
- (10) 甲は、伝送請求 API ライブラリのいかなる部分及び伝送請求 API ライブラリから抽出されたいかなる情報も、第三者に開示し、漏洩し、または入手可能にしてはなりません。ただし、本約款の条件に従って、甲の内部業務を履行するために伝送請求 API ライブラリに接する必要がある甲の役員及び従業員に対する開示は、この限りではありません。ただし、この場合、甲は、当該役員及び従業員が秘密保持義務に違反することのないよう必要な措置を講ずるものとします。
- (11) 甲は、甲に提供された伝送請求 API ライブラリに何らの変更を加えることなく、これらを配布するものとします。
- (12) 甲は、「2.伝送請求 API ライブラリの使用・配布対象者」に記載した対象者に伝送請求 API ライブラリを配布するために、インストーラを CD-ROM、DVD-ROM に1セット複製できるものとします。
- (13) 前項(12)に基づきインストーラを複製した場合は、伝送請求 API ライブラリに付されている乙または、丙の著作権表示その他の表示と同一の表示を当該複製物にも付すものとします。

(14) 甲は、「2.伝送請求 API ライブラリの使用・配布対象者」に記載した対象者に伝送請求 API ライブラリを配布するために、甲が製造・販売する請求ソフトウェアに前項(13)で複製したインストーラを同封できるものとしします。

#### 5. 権利の終了

- (1) 甲が本約款のいずれかの条項の一に違反した場合には、前号の規定にかかわらず、乙または、丙は、いつでも本約款に基づく甲の権利を終了させることができるものとしします。
- (2) 乙と丙の伝送請求 API ライブラリの使用許諾契約が終了または、消滅した場合には、前号の規定にかかわらず、乙または、丙は、いつでも本約款に基づく甲の権利を終了させることができるものとしします。
- (3) 前項(1)、(2)により本約款に基づく権利が終了する場合、乙は、伝送請求 API ライブラリの使用・配布が終了することを甲に書面で通知するものとしします。
- (4) 前項(1)、(2)により本約款に基づく権利が終了する場合、甲は、全ての媒体に含まれた伝送請求 API ライブラリを直ちに破壊し、その旨を証する文書を乙に提出するものとしします。

#### 6. その他

- (1) 本約款にかかわる紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとしします。

承認者(乙)	公益社団法人 国民健康保険中央会	印	承認日	年 月 日
承認者(丙)	富士通株式会社	印	承認日	年 月 日